

令和5年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年6月23日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第61号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第62号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第63号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第64号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第65号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第66号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第67号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第9	議案 第68号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第69号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第70号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第71号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第13		一般質問
第14	議案 第72号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	水		上	雅		廣
3番	谷		口	敬		信
4番	上	ケ	吹	豊		孝
5番	井		端	浩		二
6番	澤			史		朗
7番	住		田	清		美
8番	徳		島	純		次
9番	前		川	文		博
10番	野		村	勝		憲
11番	籠		山	恵	美	子
12番	高		原	邦		

○欠席議員（1名）

13番	葛		谷	寛		徳
-----	---	--	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	丈	二	郎
危機管理監	高		見	友		康
財政課長	上		畑	浩		司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	嶋		中	み	な	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の欠席議員は13番、葛谷議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、井端議員、6番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第61号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第12 議案第71号 令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

日程第13 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第71号、令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）までの11案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。11案件の質疑と併せて、これより日程第13、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

皆さん、おはようございます。それでは議長の許可が出ましたので、質問させていただきます。先月5日に能登地方を震源とする震度6強の地震が発生し、人的被害は死者1名、重軽傷者44名、住家被害は全壊18棟、半壊15棟、一部破損706棟と大きな被害が発生しています。また飛騨地方においては、高山市、飛騨市、白川村が震度3と揺れ、驚いた方もいらっしゃると思います。地震による建築物に関連した被害発生の防止、または被害拡大の防止を行うため、飛騨市は飛騨市地域防災計画（令和4年度改訂版）において、海溝型地震と内陸直下型地震の被害想定を行っています。被害想定の中で、飛騨市に大きな被害を与えると想定されている地震は、1、南海トラフ巨大地震。2、阿寺断層系による地震。3、跡津川断層による地震。4、養老一桑名一四日市断層帯による地震。5、高山・大原断層帯による地震の5つの地震とされています。地震によって生ずる被害をより少なくするためには、地盤の揺れによる影響を小さくし、建物倒壊や火災による被害を減らすことが重要であり、地震発生時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要から、飛騨市地域防災計画に、災害予防計画、災害応急対策計画、地震災害応急対策計画、地震災害復旧計画が盛り込まれ、建築物の防災対策に関しては、飛騨市耐震改修促進計画を令和

3年3月に改定して、計画的な耐震化を促進する計画としています。飛騨市地域防災計画及び飛騨市耐震改修促進計画について、お伺いいたします。

1つ目、孤立地域防止対策について。地域防災計画において、「市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、それらに沿って小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。」としています。地域防災計画の孤立地域防止対策では、「1、通信手段の確保、2、孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク、3、孤立予想地域の実態把握、4、避難所の確保、5、備蓄、6、別荘利用者等の孤立情報の把握、集約等の防止対策を推進する」と述べられています。災害時に孤立した地域で一番不安になることは、食料や水、衣料品などの生活必需品が不足することだと言われていています。また、孤立地域においては、情報が伝わりにくく、情報が得られない、救援物資が届くまでの時間がかかるため、不安を感じる方も多いようです。これらを踏まえて2点質問いたします。

1、防災通信設備等の整備について。移動体通信（携帯電話、衛星無線電話）のサービス未接続地域の解消に向け、整備促進するとありますが、未整備地域は何地域あり、解消する時期をどのように見込んでいるか。また、アマチュア無線局との連携により、非常時における情報伝達協力者名簿の作成を行うとなっていますが、その進捗度合いを伺います。

2、備蓄について。大規模な災害が発生した場合は、孤立地域への支援には時間を要すると考えられます。孤立地域の備蓄は、防災備蓄倉庫を設置して、緊急食料及び生活必需品の公共備蓄を行う必要があると考えますが、市の見解を伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

高見危機管理監。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それではまず、通信のほうからお答えいたします。飛騨市において、携帯電話のサービス未提供地域は、河合町の下小鳥ダム周辺地域、宮川町の池ヶ原湿原周辺地域、神岡町打保谷以東の地域ですが、いずれも地域の住民は居住しておりません。携帯電話キャリア各社の回答では、令和5年6月現在、飛騨市内の集落や、実際に居住者のいる住宅へのサービスは提供されているとのことであり、市としても同様の認識をしています。また、アマチュア無線の登録は飛騨市内で235局が登録されており、その中に飛騨古川アマチュア無線クラブがありますが、現在のところ、市としての名簿作成等はしておりません。これは飛騨市内で各家庭での固定電話の普及、携帯電話キャリア各社による携帯電話サービスの未提供地域の解消に加え、ケーブルテレビ、メール、SNS、防災無線等、各種媒体による情報提供が行われており、通信情報面での孤立については、おおむね解消されているものと認識していることによるものであります。

続きまして、備蓄についてお答えします。市の食料等備蓄品整備の考え方は、行政区等自主防災組織に居住する住民数の20%の2日分を区長自治会長等に交付して保管を依頼しており、この

中には孤立化が予想される自主防災組織も含まれております。また、市備蓄分として、人口20%の1日分を17か所の市指定避難所の防災コンテナに保管をしております、これらが公共備蓄となっております。さらに、各家庭でも3日分の備蓄品準備を推奨しております。岐阜県の地域防災計画によりますと、災害発生から4日目以降に、県等からの援助が到着する計画であり、加えて、孤立化地域には優先して県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等を配当する計画で、市備蓄品に加え、これらによる救援により対応するように計画をしております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○8番（徳島純次）

1点目の通信設備に関してですが、今、電話等でほとんどカバーされていて必要ないということでしたが、電話にしる、それからそれらのものにしる、大きな災害が起きて、道路が遮断されて、さらに停電が起きれば、電源が切れます。そうすると大きなものに関しては数日もたないうちに電源がなくなりますし、携帯電話も長くもつとは考えられませので、そういう地域には、移動型の発電機、携帯型の発電機等が設備されていて、災害時にその電源によって携帯電話等の充電がされるというような設備が整っているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり、大規模災害時の停電というのは深刻な問題であると認識をしております。その意味で、まず市備蓄品の中に発電機と充電器を含めて備蓄するようにして、既にお渡しは終わっております。また、各送電会社も停電に対しては深刻に考えておりまして、孤立対策として送電線の迂回ルート等の設定等のバックアップの処置を実施しております。加えまして、電力各社、携帯キャリア各社から、災害時の給電車の対応等を受けるようにしております。以上によって停電対応を考えております。

○8番（徳島純次）

最初に聞くべきでしたが、孤立地域は、飛騨市は何か所と想定されていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

令和5年1月1日現在で45か所ということになっております。これは県の孤立化台帳によるものであります。

○8番（徳島純次）

キャリア関係の業者が、そういう電話関係の通信を確保するというのでやられているのはよく分かりますが、その45か所の孤立地域全てが一斉に孤立するとは考えにくいとは思いますが、ただ大きな災害、例えば、跡津川断層が動いたと仮定すると、飛騨市は大きな被害を受けます。震度7のところもありますし。そうなると道路遮断は各地で起きるだろうと思われまして、先ほど言った電源の遮断も多く起きると思います。そのときにキャリアの方で中継局になる移動車を出して、それらを全部カバーできるかということ、なかなか難しいんじゃないかなと思いますし、中継されている局なんかもやられればですね、停電が復旧しても、すぐには通信回線は回復しな

いというふうに思われるんですが、そういうときに電源が回復してすぐ役に立つと思われるのはアマチュア無線だと思うんですね。アマチュア無線のほうは、電源さえ来ればアマチュア無線を開始することもできますし。そうなるとアマチュア無線が活躍する場面というのも結構考えられると思うのですが、その辺のことはどう考えられていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

アマチュア無線につきましては、先ほど答弁の中で申し上げました235局の登録があるんですが、通信局に問い合わせをしましても、識別信号までは教えていただけるんですが、個人情報を理由にして、氏名あるいは住所等は一切開示できないという回答で、以前は名簿を作成する業務はしていたようなんですが、個人情報保護法ができて以来、それはもうできないということで、住所あるいは氏名等が分からない状態で、アマチュア無線に期待するというのは非常に難しいという認識をしております。

○8番（徳島純次）

アマチュア無線の方に呼びかけをして協定を結ぶ、もしくはそういうものを市のほうに登録してほしいとアマチュア無線家に呼びかけて、こちらから呼びかけを行って登録をしてもらう、そういう方法もあると思うのですが、アマチュア無線の協会みたいなところに聞くだけじゃなくて、こちらから能動的に働きかけをするという方法もあると思いますが、その辺はどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり、市のほうから依頼をするということは、今後検討してみたいと思います。

○8番（徳島純次）

ぜひそういうふうにして、少しでもリスクを少なくしてほしいなというふうに思います。

それから備蓄関係ですが、個人で、各家庭で3日間程度持つというのも理解していますし、市の方で自治会等に、もしくは自主防災組織等に備蓄品を配布しているのも十分承知していますが、先ほど言った45か所の孤立地域に、市としての防災備蓄倉庫みたいなものは設置されているんですか。それとも、それは今までの個人のもので、もしくは先ほど言われた県からの援助でしのげるというふうに考えられているんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

先ほど申し上げました45か所の孤立化予想地域につきましては、避難所をそれぞれ指定しております。その避難所、例えば地区の公民館とかお寺とかがありますが、そちらに保管をいただいている状況です。そういう意味では備蓄倉庫というものはありません。ただ、量的にも住まわれている方が10人とか20人とかそういう規模ですので、備蓄倉庫を置くほどの物量ではないので、そういう形になっております。

○8番（徳島純次）

先ほども言いましたけど、一番不安に思われるのは、情報が入ってこないということは非常に大きなものだというふうに考えているのですが、先ほどのように電源が遮断されて、さらに道路も遮断されてというときにですね、電話の電源もなくなり、通信回線のほうも遮断されている状況での孤立地域への情報提供をどういうふうにするのか。もしくはそういう、遮断されて以降、情報が一切入らないような状況は一切つからないというのか、その辺はどうなんでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず停電対策につきましては、冒頭の答弁で申し上げましたように、いろいろ工夫をしているところでありますし、それぞれ県も携帯電話各社、電力会社も認識しているところです。ただ最悪の想定として全て切断された場合、これにつきましては、一応計画はありまして、「使者」、使う者と書きますけれどもそれで、空からビラをまくという古典的なものでありますけれども、そういうことも計画に入っております。ただ、それは一方的な情報提供ということになりますので、相手側からの通信については、今後、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

○8番（徳島純次）

発電機が各備蓄品にあるということですが、そのときは、燃料も同時に備蓄されているんですか。それでは、ぜひ万全の体制をとっていただいて、孤立した地域の方々が不安にならないような政策をよろしくお願いします。それでは2番目に移ります。

土砂災害予防対策について。近年、世界各地で大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きています。日本においても、5月31日から6月2日、梅雨前線、線状降水帯による大雨及び台風2号による豪雨被害などが記憶に新しいところです。これらの近年頻発する豪雨災害や、将来の豪雨災害に備える上で、その背景にある地球温暖化の影響を考慮しておく必要があります。飛騨市地域防災計画に、「急傾斜地や溪流からの集中豪雨による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、災害時要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所・避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。」としています。神岡町土砂災害ハザードマップを見ますと、飛騨市民病院、特別養護老人ホームたんぼぼ苑、神岡消防署、神岡小学校、旭保育園、老人福祉センター割石温泉などの施設が土砂災害警戒区域内にあります。特に飛騨市民病院とたんぼぼ苑は、土砂災害特別警戒区域に一部かかっています。急傾斜地の山を背に立っている飛騨市民病院、急傾斜地・石垣を背にしているたんぼぼ苑は、線状降水帯による豪雨が発生すると、土砂災害の危険性は高まると予想されます。今後、豪雨が発生した場合の安全性を確保するために、崩壊土砂防護柵、崩壊土砂防護補強土壁、落石防護柵、覆式落石防護網等の対策があると思われませんが、危険性の評価と危険性の軽減をどのように考えられているか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは土砂災害予防対策についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、飛騨市民病院、たんぼぼ苑は一部が土砂災害特別警戒区域になっており、要配慮者が使用するこれらの施設が危険な場所にあり、速やかに危険性を軽減する必要があるものと認識をしております。このうち飛騨市民病院につきましては、既に県の計画で2021年度より擁壁工とのり面工により保全しようという、急傾斜地崩壊対策事業が進められており、本年度はその事業の3年目になります。たんぼぼ苑については、旧神岡町時代に急傾斜地崩壊対策工事がなされており、さらにその上流部には、寺ナギ砂防堰堤が設置されております。一方で、両施設ともにソフト面での安全確保も必要であり、市の指導で、避難確保計画作成の指導と計画の確認、避難訓練の実施を確認し、災害時に安全に避難できる体制構築を指導しております。さらに、要配慮者等は避難に時間がかかるため、高齢者等避難を発令する前に避難準備情報を発表し、早期から避難の準備をし、安全に避難できるよう、早期情報提供に努めております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○8番（徳島純次）

飛騨市民病院のほうは今、県のほうで対策工事をされているということですし、たんぼぼ苑のほうは、旧神岡町時代に処置をされているということでしたが、これは全国のものですが、去年の土砂災害を見ますと、全体で795件発生しているというふうに、国土交通省、砂防部資料には載っています。この内訳が、土石流が198件、地滑りが41件、崖崩れが556件というふうに載っています。それから大雨等ではなくて、積雪、融雪による土砂災害も発生しています。12件ですけども、これは地滑りが9件、崖崩れ3件。それから大雨によるものが、先ほどの内訳になるのですが、土石流が9件、地滑り14件、崖崩れ105件というふうになっております。これは今、どちらかと言うと水関係ですね。水による土石流とか地滑り、それから崖崩れというものが載っていますが、このほかに、先ほどありました地震、大きな地震が来れば当然危ない崖等は崩れてくるかなというふうに思われます。飛騨市民病院の裏手の山も、結構大きな岩が露出していますし、それからたんぼぼ苑の裏側もかなり高い崖というか、石垣になっています。これ、今、雨による災害というのは、処置をされると思うんですが、大きな地震、揺れが生じたときに崖が崩れてくるだとか、それから、今のような山の中腹にある岩、これが落ちてくるだとか、そういうような危険性というのは考慮されているのかどうか、その辺をお伺いします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず危険性の認識なんですけれども、いずれの施設につきましても、急傾斜地、要は崖崩れを主体としたもので設計をされております。当然、その中には落石等も含んでおりますので、県のほうでそれを考慮して工事を行っているという状況です。一方、たんぼぼ苑については土石流の対象地域でもあり、その予防として、上流部に寺ナギ砂防堰堤を造って、もう完成しているという状況です。このように起こり得る災害を県のほうで想定して、必要とする工事をされているという認識をしております。

○8番（徳島純次）

先ほど飛騨市民病院もたんぼぼ苑も、ハード面だけではなくてソフト面でも対応されているというふうに伺いましたが、雨による土石流だとか土砂崩れ、崖崩れ等についてはありましたが、今のソフト面に関して言うと、地震って予測がつけばいいですけど、つかないので、急に大きな地震が来て、崖が崩れてきたというときのものに対しては、ソフト面ではあまりカバーできないんだらうなと思うんですね。一旦起きた後、どう退避するかというのは分かるんですが、起きる前に処置をしましょうということにはできないと思うんですが。その辺から考えると、ソフト面だけではやはり難しい面があると思いますので、ハード面についてもしっかり対応を取っていただきたいなというふうに思います。それでは3点目に移りたいと思います。

3点目、町の耐震化について。建築物の耐震化は、地震による被害を最小限に抑えるために必要です。国土交通省によると、所有者一人一人が自らの問題として意識して取り組むことが重要であり、所有者による耐震化を支援しています。また、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率に係る現在の目標は、令和7年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消するであり、社会資本整備重点計画として挙げられています。飛騨市は、飛騨市耐震改修促進計画に基づいて、耐震化を促進するとしています。飛騨市耐震改修促進計画の第二次計画、平成29年9月策定ですが、において、令和2年度に住宅総数8,000戸のうち、耐震化されている住宅の割合を75%とし、目標を達成するためには約290戸の耐震化をする必要があります。耐震化の重要性、必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策に取り組まれてきましたが、平成30年時点の達成状況は、耐震化されている住宅の割合は71%。これは平成30年住宅土地統計調査及び日本木造住宅耐震補強事業者協同組合発表の統計値を参考に推計されています、と目標に達していません。これを踏まえて、2点お伺いします。

1点目、耐震化の推進の評価と今後について。平成25年度から令和2年度までの5年間に木造住宅耐震診断、これは無償ですが、を受けられた件数は106件、木造住宅耐震補強工事費補助を受けられた方は7件と、目標290件には遠く及ばなく、第三期計画、平成31年度から令和7年度までにおいては、耐震化されている住宅の目標を80%、耐震改修、建て替えをする住宅が528戸と設定されています。平成31年から令和4年度までの3年間に耐震診断された方は46件、耐震補強工事費補助を受けられた方は9件が実績です。これを踏まえて、令和7年度の達成に関してどのような見解をお持ちか、また、耐震化の進まない要因として、経済的負担、高齢者世帯のみの増加、家族構成の変化、防災意識の希薄を挙げられ、これに対する耐震化を促進する施策に取り組まれていますが、現時点までの実績の評価と、今後の対応を伺います。

2点目、耐震化に関する啓発及び知識の普及について。飛騨市地域防災計画の災害に備える対策の項目に、市は防災関連機関などと連携し、地震被害想定調査結果から、地震時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要があると述べられています。岐阜県における震度5以上の地震は、昭和44年9月9日に岐阜県郡上郡、益田郡を中心に発生した美濃中部地震を最後に、今日に至るまで、岐阜県内では震度5以上の地震を経験していません。このときの飛騨北部の震度は震度3、微震でした。内閣府防災情報のページの特集、「なぜ、自宅の耐震化が進まないのか？」に、「既存不適格建物の建替えや、耐震補強（改修）の推進が進まない最大の理由は、「災害イメージネーション」の低さです。発災時の季節や天気、曜日や時刻、自分の立場や役割、さら

に服装などの条件を踏まえたうえで、発災からの時間経過にもなって、自分のまわりで起こる状況を具体的に想像する能力が低いのです。効果的な防災対策は、「災害イメージーション」に基づいた「現状に対する理解力」と「各時点において適切なアクションをとるための判断と対応力」があってはじめて実現します。人間は、イメージできない状況に対する適切な心算や準備などは絶対にできません。災害イメージーションが低いと、耐震補強をはじめとする事前対策の重要性を認識できないので、どのように環境を整えても進展しません。一般市民の災害イメージーションの低さが、最適な事前、最中、事後の対策の具体化を阻んでいる点にあるといえます。」とあります。飛騨市は100年以上、震度5以上の地震に見舞われていなく、死傷者の発生、建物の倒壊、破損、崖崩れや山の崩壊などの実体験がなく、建築物等の耐震化の必要性に関しても身近に感じず、自分ごととして捉えられないのではないかと思います。この点を踏まえて、耐震化に対する啓発及び知識の普及の方法が現行のままでよいのか検討する必要があると考えますが、市の考えを伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

耐震化のご質問です。まず1点目の耐震化の実績と今後の対応についてお答えいたします。令和3年3月に改正しました、第三期飛騨市耐震改修促進計画では令和3年度から令和7年度までの5か年計画として、住宅の耐震化及び多数の方が利用する建築物の耐震化を推進しています。本計画の目標設定及び実績評価につきましては、5年ごとに総務省が行う住宅土地統計調査のデータを使用しており、前回調査された平成30年のデータを計画当初の数値とし、木造住宅耐震化目標としましては、平成30年実績71%、5,792戸を、令和7年度計画で80%、6,320戸まで引き上げる計画としております。実績につきましては、令和4年度までの木造住宅の耐震補強工事が9件、建て替えをした住宅が43件であり、耐震化された木造住宅は約1%増加したことになります。ただし、既存住宅に居住されず、他の場所に新築された場合などのケースがあるため、実際にはさらに耐震化率は増加していると想定されますが、目標値である9%増には届かない状況にあると考えております。そのため耐震化の仕組みや支援制度について、広報、ホームページ、同報無線などによる周知を行うほか、古い住宅が密集している地域を普及啓発重点地区として、個別訪問を行っており、令和4年度には、ポスティングを含む214件の個別訪問を行いました。しかしながら住宅の耐震診断及び補強工事の実績は非常に少なく、成果につながっていない状況です。今回、個別訪問等の際に、耐震化をされない理由を聞き取り調査したところ、改修工事費が高いこと、高齢者世帯の増加や子供の世帯分離により家族の後継ぎがないこと、耐震化の必要性を感じていないこと、といったご意見を伺っております。また補強工事には過去の実績から平均500万円～600万円ほどかかることが分かっており、市の補助金120万円を活用しても多額の負担となるため、工事着手をちゅうちょされるような状況です。耐震に適合しない老朽化した住宅は、耐震化工事を行うよりも、建て替えや新築される傾向にあるため、市の住宅新築購入助成金などの支援を充実するとともに、今後、費用面において、比較的対応しやすい耐震シェルターなど、住宅の一部を改修する方法も、他の自治体の情報収集や研究を進めながら、少しでも人的被害の軽減

につながるよう対策を検討してまいります。

次に2点目の耐震化の啓発と知識の普及についてお答えします。災害イメージーションや、危機管理意識の低下は、議員ご指摘のとおり、耐震化が進んでいない大きな要因であると考えており、耐震化への意識向上については、今後も様々な角度からアプローチしていくことが重要であると考えております。こうした点も踏まえ、令和4年度には県の建築指導課と連携しまして中学生を対象とした耐震学習会を実施したところ、紙工作による耐震実習など、建物の構造を分かりやすく理解してもらう機会を設けたことで、先生方や子供たちからも高評価をいただいたところです。このような体験学習会は耐震化への意識を高める上で非常に有意義であると思われまので、今後、幅広い年齢層に受けていただけるような機会を設け、県や各団体と連携しながら、さらに進めてまいります。あわせて、これまで地道に進めていました個別訪問などについても、耐震化の理解を深めるためには不可欠であると思っておりますので、これらについても粘り強く前向きに取り組んでまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○8番（徳島純次）

令和7年度の目標が80%で、平成30年度の調査の結果が起点となってやるわけですが、そのときに計算しますと、280戸の数値が合わないのですが、これは取り壊すもしくは住まなくなるというふうに見ている数字でしょうか。実は、先ほど言われた数字から、令和7年度には耐震化されている住宅が5,792戸、それから改修、建て替えて528戸で、先ほど言われた6,320戸になりますが、そのほかに耐震が不十分な住宅が1,580戸というふうになります。足してもですね、平成30年度の数値に比べて280戸少ないんですが、この数値は、取り壊されたというふうに見ているのか、それとも住まなくなったから計算外にしているということなのか、どちらでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

耐震化率を出すときに、住まなくなった空き家というのは、実際に分母の数字から外れますので、そういった空き家になった部分はその部分に反映されているというふうに思います。

○8番（徳島純次）

まちの安全を考えると、確かに耐震化から外れるんですが、非常に危ない住宅でまだ建っている、空き家として潰すまでには至ってない、でも耐震化が不十分だ、地震が来たら潰れる可能性があるという、こちらのほうにも何らかの手を入れていただかないと、安心安全なまちづくりにはならないと思うんですね。この辺も考慮したうえで、耐震化計画を立てていただきたいな、今後そういうものも、耐震化を進めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、普及計画は確かにおっしゃられたとおりだと思いますし、なかなか個人のマインドなので進まないのだろうと思うんですが、先ほど言われた体験型というのは非常にいいんじゃないかなと。私も実は耐震車に乗って、震度7というのはこんなにすごいものかというふうに経験しました。やはり目の前で起きたのを見るのと、自分で体験するのは、またちょっと違うと思うんですね。テレビで見ているのと自分が実際に体験するのでは随分違うと思いますので、機会を捉えてそういう耐震車を生徒だけではなくて、やはり市民の方にもしていただくと、実際、耐震化

を決断される方は成人の方なんです。そういう方にも耐震車とか、そういうものを経験していただく。もしくは耐震車に家具をつけて、震度で揺らすとどういふふうに家具が動くのかというふうなものを目の前で見せると、随分違うと思うんですね。ぜひそういうものもやっていただきたいと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

やはり実体験するというか、体で体験するというのは非常に効果があると思っております。防災訓練とかいろんなイベントでブースを設けたりしながら、そういった体験ができる、そういうメニューを考えながら、人が集まるような場所、そういう機会をうまく利用しながら、PRをやりたいと思っております。

○8番（徳島純次）

防災訓練等のイベント以外のイベントでも、そういう耐震車等は来てくれると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。安心安全なまちづくりに向けて、ぜひ耐震化促進をよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時55分といたします。

（ 休憩 午前10時50分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

皆さんおはようございます。最後となりました。発言のお許しをいただきましたので、まず1つ目に、改正マイナンバー制度による市民と市への影響について、個々に質問をいたしたいと思ひます。まず1つ目、なぜ国がマイナンバー制度を拙速に推進するのか、総務部長の見解を伺ひたいと思ひます。2つ目、飛驒市にこの制度のトラブルはあるのか。3つ目、来年の秋に廃止となる健康保険証だが、部長の見解はいかがか。4つ目、マイナ保険証のリスク管理をどうする。5つ目、市は何をマイナンバーカードに紐づけるのか、伺ひたいと思ひます。

2016年度から導入されて以来、なかなか普及しなかったマイナンバー制度ですが、国は2020年から、カード取得推進策として、マイナンバーポイント事業を導入いたしました。カード取得に

まず5,000円、健康保険証との紐づけで7,500円、公金受取口座の紐づけでさらに7,500円と、最大で2万円ものポイントがもらえるというわけで、この飛騨市もカード取得者が急増いたしまして、今年度4月末時点でのカード取得率は79%と、県下第6位の優秀さです。優秀という表現が適切かどうかは分かりません。なぜなら、国は地方自治体に対して、地方交付税の算定基準にマイナンバーカードの申請率を盛り込むことで、その普及を競わせ、市民にはポイントというあめ玉をちらつかせて、取得率をあおるのですから。残念ながら、自治体も市民も国の思いのままです。さて、この法律制度を作ったのは国ですが、様々な手続き事務は法定受託事務として、地方自治体の飛騨市がこなしていきます。当然、現場で起きる様々な問題やトラブルには、市が責任を持って対応しなければなりません。そこでまず、この制度への認識を直接の担当者に伺います。

1つ目、なぜ国がまるで民間企業がやるような得々キャンペーンを展開してまでマイナンバーカード普及を推進するのか、事務方の総務部長に伺います。

2つ目、これまで各地でオンライン資格確認のシステムの不具合、トラブル、また誤登録や顔認証の間違いなど、ヒューマンエラーが頻発していますが、2017年からの制度導入から今日までの飛騨市のトラブル発生状況とその対策、市民への影響はどのようなものであったか伺います。

3つ目、今回のマイナンバー法改正で、健康保険証が2024年秋に廃止することとなっています。健康保険証がマイナンバーカードと一体になれば、それこそ重大な問題が幾つもおき、命に関わる事態になりかねません。これらの事例は毎日のように報道されていますから、皆さん御存じかと思えます。市民福祉部長はどのような見解でおられるのか伺います。

4つ目、介護施設などの介護度や認知度の重い利用者の保険証はどうするのかという問題が起きています。これは昨日、小笠原議員も質問されておりました。これは全国共通の問題で、飛騨市も例外ではなく、到底自己責任では済まされない問題です。全国保険医団体連合会は、この4月に全国1,219の高齢者施設からとったアンケート結果を公表いたしました。回答では、利用者の健康保険証を施設で管理しているところが83.6%でしたが、受診がマイナンバーカードだけとなった場合、管理できるか尋ねたところ、できるが6%、できないが94%でした。マイナンバーカードと紐づけて、出自や財産、病名などの個人情報はどう管理するか、それは施設運営側の問題でしょう。しかし、その先のデジタル対応は飛騨市がやらざるを得ないと思えます。市民の個人情報はそもそも自治体が管理しているのですから。そこで、例えば和光園のリスク管理はどうしていくのか、市の行政指導を伺います。

5つ目、マイナンバーカードとの幾つもの紐づけの中に、公金受取口座があります。他市では、トラブルを未然に防ごうと、この口座の利用を休止したケースもあります。自治体が何を紐づけるかは施行規則で決められ、議会には上がってこないようですが、飛騨市は何を紐づけ、何をしないのか教えてください。

6番、マイナンバー制度は、市民が日常的に利用する制度であるにもかかわらず、矛盾と抜け穴が多すぎてとても危険な制度です。国に代わってそのような欠陥だらけの制度実務をこなさなければならぬ飛騨市で、これは大変気の毒だと私も思います。ですが、今のところ、市民生活を守るためには、しっかりとしたセキュリティー対策を立てて頑張ってください以外に、防止策がありません。市のマイナンバー保険証対策を伺います。お願いします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私のほうからは、1番と5番につきまして、答弁させていただきます。

まず、国がマイナ制度を推進することに対する見解についてでございます。マイナンバーカードは国がデジタルトランスフォーメーションを推し進めていく上での最大のツールと位置付けられているものと認識しており、これが国が大きなキャンペーンを打ってまで普及を図ろうとしている根底にあると考えております。また、その裏にはデジタル化が進む先進各国に比べ、日本は立ち後れているという認識があると考えております。今やデジタル化は避けて通ることができない世界の潮流であり、市もその中であって、マイナンバーのプラットフォームを活用しつつ、利便性を追求していきたいと考えております。

次にマイナンバーカードに紐づける情報についてお答えいたします。まず、公金受取口座については、市の基幹システムである総合行政システムの対応が未対応であることから、現時点では紐づけを行っておりませんが、現在、国と地方との間で進めております基幹システムの標準化が完了した際には、対応が可能となる予定です。また、各種行政サービスとの紐づけにつきましては、既に群馬県前橋市や新潟県三条市などの先進自治体では、図書館カードとしての利用や、タクシー運賃の補助などの事業に利用されており、昨年9月に職員が視察に赴くなど、情報を収集しているところです。これはマイナンバーカードのICチップの空き領域に独自のアプリケーションを搭載することにより、各種サービスの認証等に利用することが可能となるものですが、アプリケーションを搭載するための機器やシステムが必要となり、初期コストや利用料などの運用コストの面から、こちらも現時点で運用に至っておりません。しかしながら、こうしたマイナンバーを利用した行政サービスの向上は、時代の趨勢でもあり、費用対効果や利用上の安全性も踏まえ、適切な時期に関係条例を整備の上、導入を進めてまいりたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして2点目の市内におけるトラブルについてお答えをいたします。昨日の小笠原議員からのご質問に対する答弁と重複いたしますので、簡潔にお答えいたします。マイナンバーカードの顔写真の取り違いや誤登録等のトラブルは、飛騨市においては、制度導入から現在まで確認されておりません。また、マイナンバーカードに保険証利用や公金受取口座の登録を市でサポートする際には、ご本人に画面上で登録内容をご確認いただき、登録完了後はログアウトすることを徹底しております。

3点目の健康保険証の廃止に対する見解についてお答えをいたします。被保険者証とマイナンバーカードの一体化を盛り込んだ改正マイナンバー関連法は今月の6月2日に成立いたしました。国は令和6年秋に紙の被保険者証発行を廃止しますが、一体化したマイナ保険証で受診する

と、薬剤履歴などを活用した質の高い医療を受けられると説明しています。マイナンバーカードを持たない人には、新たに資格確認書を交付することも規定されております。現在、様々なトラブルが発生していることは承知しておりますが、その原因はほぼヒューマンエラーと認識しています。市では、制度導入から現在まで、誤登録等のトラブルはなく、ダブルチェック等の体制を敷き、交付申請等の事務手続きの正確性を担保しております。引き続き、申請者と市職員の相互の書類確認や複数職員によるダブルチェック体制にて、安心してマイナ保険証を使っただけのように、今後の国等の動向も注視しつつ、法定受託事務として市に課せられた役割を果たしてまいります。

4点目のマイナ保険証のリスク管理についてお答えをいたします。和光園でのマイナンバーカードの管理は、個人情報保護委員会から発出されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を参考に厳重に管理しています。入所者本人による保管が困難で、かつ、家族や成年後見人等の代理人がいない場合などは、入所者本人の意思を確認して、施設側で保管を行っています。また、入所者本人に代わって、マイナンバーが必要な申請等の手続きを行う場合も、ガイドラインを参考に適切な対応を行っています。今後の対応につきましては、国は介護施設事業者向けに、入所者のマイナ保険証を安全に保管するためのマニュアルを作成する予定とされていますので、そのマニュアルを踏まえて、各施設等での安全な管理方法を検討してまいります。

最後に6点目のマイナ保険証のセキュリティー対策についてお答えをいたします。マイナンバーカードのICチップ本体には、プライバシー性の高い情報は入っておらず、診療・薬剤情報や健康保険証の情報、医療費通知情報等を確認する際には、暗証番号の入力が必要であることや、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕様であるなど、様々なセキュリティー対策がされています。また、マイナンバーカードを紛失された場合には、24時間365日対応で、マイナンバーカードの利用停止について受け付け可能な仕組みとなっているなど、国主導でセキュリティー対策が検討されているところです。引き続き、今後の動向を注視し、市の役割において、確実にセキュリティー対策ができるよう、体制を整えてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず1つ目のことについてお聞きします。部長は、メリットのほうを強調されておりました、利便性のことや。実際にはデジタルが日本は立ち後れているということでしたけれども、今、逆に世界は日本より先駆けてこういうデジタル化をした、その結果、これは失敗だということで、このシステムを廃止にしたり、あるいは見直したり、こういうことをやっけていて、一極集中のように一つにたくさんのデータを入れるということほど危険であると、逆に分散することが大事なんだという流れになっているんですね。ですから、日本が立ち後れているというよりも、そういう世界の趨勢を見たら、日本がやることは、これは国の問題ですけど、本当にセキュリティー対策、こういうことをきちんと作って、それをちゃんと確立して、その上で、地方にこの法律をおろすべきだったと思うんですね。そういうデメリットについては、何か考えておられるのですか。その認識はどうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

このシステムに限らず、いろんな制度を含めてメリット、それからデメリットは当然ながらあるかと思えます。デメリットが少ないほうがいいということは当然ではございますけども、やはり両面あるかと思えます。そういった中で、やはりデメリットの部分については、どうかカバーしていくかと、そういったことも踏まえて、やはりメリットが大きいようでしたらそちらのほうを推進していくというような考えでございます。

○11番（籠山恵美子）

2番について伺います。実際に私もですね、先日、1階の担当課に行ってお話を聞いたりしまして、どのように顔認証の作業をやっているのか、このカードを作るまでの過程がどうなっているのかを、職員の方々に聞きまして、実際にはお話を聞いて、ちょっと安心したところがあります。本当に丁寧にやっているようでした。ですから、実際にはこうやって、まだ今、誤認やら、そういうトラブルはなく済んでいるというわけですね。ただ、これから徐々に2万円のポイントにつられて、つられてと言ったら失礼かもしれないですけども、そうやって保険証の紐づけと、それから口座の紐づけということの方々が増えてくるということは、徐々にそういう利用も、もっと混んできると思うんですね。そういうときにきちんと人材が確保できるのか、それは用意できるのか、その辺りはいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今までもそうでしたが、今のポイントの取得のときもそうですが、すごく、窓口が混み合っておりまして。やはり現状の職員だけでは対応ができないということから、市民保健課の窓口も派遣職員の方をお願いして来ていただいております。またポイントの付与につきましては総務課のほうでサポートしているわけなんですけども、そちらのほうでもやはり現状の職員だけでは、もうほぼその仕事にお客さん対応で、普段の仕事はできないということがあったものですから、派遣職員の方2名来てもらって、対応しているというところでございます。ほぼ山は越えているのではないかなと思っておりますが、今後、またそういったことでお客さんが殺到するというようなことでございましたら、また派遣職員等をお願いして対応したいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

本当にお話を伺うと、昨日、小笠原議員とのやり取りで「効率化につながってない。」と部長はおっしゃいました。本当に大変なんだと思えますね、この作業は。ですけども、繰り返しになります。やはり市民生活を守るためには、一生懸命頑張ってもらわないと、今のところ、特にこの保険証との絡みですね、マイナンバーカードの。これが今、国会のほうでも風向きがちょっと変わってきたような報道はされていますからどうなるかわかりませんが、このまま、予定どおり来年の秋に廃止ということになると、もっともっと大変なことになると思いますので、ちょっと確認します。この資格確認書の交付というのは、保険者である飛騨市がやるんですよね。その場合、何日間で出すことができますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

まだ詳細がはっきりと分かりませんが、今までと同じように資格確認書ですとか、短期保険者証、例えば飛騨市の国民健康保険でしたらば、もう即日交付しておりますので、同じようにできるものと今のところは思っております。

○11番（籠山恵美子）

次に4つ目の介護施設のことですけれども、これは本当に大変だと思います。大体、先ほど紹介したように、94%の高齢者施設ではできないと言っているのですから、大変だと思います。成年後見人のお話が出ましたけれども、成年後見人をつけたら、またこれは利用者にとってはさらなる大きな財政的な負担になるわけです。そして暗証番号の問題ですね。これはどのように、その施設の職員が管理をすることになりますと、どのようになっていくのでしょうか。これはしっかりとセキュリティーは守られるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、私どもで確認しておりますのは和光園の関係でございますけれども、マイナンバーカードにつきましては、お預かりをしているということでお聞きしております。したがって健康保険証等でお使いになるというところではなくて、資格確認書のほうで実際には、対応されるということでお聞きしているところでございます。

○11番（籠山恵美子）

まだまだこの制度、改善の兆しもあるかもしれませんが、といっても、日々、職員の方々も大変な実務になると思いますが、よろしく願いますということで、最後にですね、この職員集団のトップであります副市長に伺いたいと思います。この市のマイナ保険証対策、これについては、職員のセキュリティーに対する管理、それからあるいは注意喚起というんでしょうかね、そういうものの統一というか、そのあたりはどのような責任を持ってやってくださるんでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

昨日からいろいろ心配なこと、これ当然テレビ報道もありますのでいろんなことございますけれども、基本的にはやっぱりデジタル化というのは、今後の人口構造から考えて進めなければいけない状況でありまして、飛騨市役所においても、当然そういったことでデジタル化に期待するところは非常に大きいわけです。一方で今ご心配されているようなことも多々ある中で、そういったことに関しましては昨日の市長答弁にもございましたように、現場で起きていること、あるいは懸念されるということにつきましては、当然、国の方にお伝えをさせていただきながら、その状況を見ながら、法定受託事務として進めるということ。その中で、市の責任としてはやはりそういったセキュリティーに関して、示される基準をきちんと守る、そういった教育を進めてまいりたいということでございます。

○11番（籠山恵美子）

昨日の市長の答弁ですけれども、私聞いていまして、達観されているなという感じがしまして、それほど私も冷静になって、この事態を見ていきたいと思っているんですけれども、私もこのような市民を全く無視した抜け穴だらけの法律がこのまま通っていくとはとても思えませんし、今、全国でそれに対しての抗議行動、反対要請というものがなされていますから、事態は良いほうに変わっていくのではないかなと思います。とはいえ、やはり日々、これは動いているものですから、本当に健康保険証まで押し込むというのは、市長の言うとおりの無理筋だと思います。ですが、それを調整していくということは、大事な仕事ですし、ぜひ、市長会の役員でおられる市長には、やはり市長会にも声を上げていただき、それから国にも声を上げていただきたいと思いますが、その意気込みをお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国には本当結構いろんなことを、市長会とかいろんな場で言っています。本当に想像される非常に強いことを結構言っているんです。なので、現場で困った声があれば当然それは言うていくことになりまして、今の流れで市町村だけではなくて現場の医療機関とかですね、そういうところからの声が出ていますので、抽象的な国民の声というよりは、そういう具体的にこういう問題が出ているという事象が出ていますので、私は昨日申し上げたように、来年の秋、さらに1年あるので、必ず修正されていくというふうに思っておりますし、そこはそんなに心配してないと言いますか、強く言いながら、期待していきたいと思っております。

ちなみに申し上げますと、ただ非常に私も使ってみてとっても便利で、医療費控除の確定申告がこんなに楽なものだとは思わなかったという、何もなくていいんです。それから先日、実は、家内が入院手術したものですから、高額医療費の受給者証を出さないといけないというときも、オンラインでつながっているものですから、市役所の窓口に行って、出してもらってという手間が全くなしで済むという、なんて楽なんだと思わしてですね。なので、やはりこれはぜひ多くの方に1回使い倒していただいて、使い倒していただく中の不具合を市もいろいろ聞きたいと思っておりますし、その中でこういう不具合があるということを伝えていければいいなと思っておりますので、ぜひ市民の皆さんに1回使っていただいて声を寄せていただけるといいかなというようなことも思っております。

○11番（籠山恵美子）

2番目の質問に移ります。インボイス制度導入における事業者への影響と市の経済策についてお尋ねします。1つ目、市は対象業者に聞き取りをしているか。2つ目、百害ありのインボイス制度、請負契約をどう選択するのか。3つ目、市長に市民（業者）を守るアクションをぜひお願いするというので、このことを求め、3点伺います。

今年10月から導入されようとしているインボイス制度ですが、この制度が実施されれば、小規模事業者はかなり廃業、倒産の対象となるのではないのでしょうか。国税庁の資料を見ますと、国税の中で滞納率が断トツに高いのが、消費税です。滞納数の60%を超えています。既に課税事業者でそういう厳しい状況なのですから、売り上げ1,000万円以下の免税事業者がインボイスで課

税事業者にされたらどうなるでしょうか。この制度は国が決めたものだから、あるいはこれは民間業者の問題だと、放置できるものではありません。倒産や廃業が相次いだら、この町はどうなりますか。市の経済はどうなるかという、飛騨市政の問題なのです。インボイス制度は、誰もが我が事として、見直しを考える必要がありますので、質問いたします。

1つ目、市は事前に対象になる事業者数を掴んでいますか。アンケートや聞き取り調査をしているのであれば、その結果をどのように分析しているか伺います。

2つ目に、この制度は、元請にも下請けにも、一人親方にも百害あって一利なしの制度です。飛騨市は請負契約、市が請負契約をするときに、免税業者にインボイス登録を求めるのか、あるいは契約から排除するのか、それとも控除できない消費税は、市がかぶるのか、どれを選択されるのか教えてください。

3つ目、市と関わりのある団体のそやなや、シルバー人材センター、商工会なども、それぞれの立場でインボイス制度には困惑しておられ、乗り切る策を一生懸命模索していらっしゃると思います。先日伺ったそやなでは、契約農家さんとの合意はまだこれからということでしたが、やはり小規模農家にインボイス登録は要求できないので、価格調整を考慮しているとのことでした。これはシルバー人材センターも同様のことを以前伺っています。商工会は、困っている会員さんはもちろん、非会員さんにも積極的に相談に乗りながら、インボイスの講習を続けているようです。この間、約200事業所のサポートをして、インボイス登録をしたのが38事業所、検討中が23、分からないが42、登録の予定なし、これが92事業所という状況でした。事務局長は、「商工会の中央は一貫してインボイス中止を政府に訴えています。私らはとにかくまず会員の実務の手伝いを一生懸命こなします。」とおっしゃっておられました。議会には今回もまたインボイス制度の延期を求める陳情が2件来ております。全国的には商工会の中央組織である全国商工団体連合会や全国税理士連絡会はじめたくさんの個人、団体などが中止や延期を求めて連日行動しておられます。そこで伺います。市長もインボイス制度と同じなんですけれども、ぜひ、この飛騨市の小規模事業者の営業を守るアクションを鮮明にしていきたいと切に願いますが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

インボイス制度における影響と市の経済策について、私からは、1点目と3点目についてお答えをいたします。

1点目の市内の対象となる事業者数については、商工団体等で状況を把握されており、市としてもその内容を共有いただいております。古川町商工会管轄の対象事業者の数につきましては、先ほど議員がおっしゃった同様の内容をうちでもお聞きしております。また、神岡商工会議所の管轄では、4月から5月に実施されたアンケート調査におきまして、対象事業者373件のうち114件の回答があり、登録ありが73件、検討中が17件、登録なしが13件、分からないという事業者が10件、その他1件ということをお伺いしております。登録ありと回答した事業者へは、登録後の具体的な事務処理について、分からないと回答した事業者へは、登録が必要かどうかの判断をしてもらうために、個別に支援をされていると伺っておりまして、制度の開始に向けて、事業者の皆様

はそれぞれの営業形態を踏まえた判断のもと、着々と対応されているものと考えております。

3点目の小規模事業者を守る行動についてお答えいたします。令和4年6月議会の一般質問でも市長より答弁をさせていただきましたが、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度は、消費税率が8%と10%の2種類になったことが大きく関係しておりまして、この制度の目的として、取引の合計金額だけでは税額を正確に把握することが難しく、適用税率を区分して記載する必要があるということ。また、買い手が売り手に対して支払った消費税のうち一部が納税されず、買い手の益税になることを是正する効果があること。そして、税額を明確に区分した上で、記録を残すことで、仕入れと販売における不正やミスを防止できるという点がございます。これらの目的を踏まえた上で、インボイス制度を評価する必要があるとしまして、各商工団体でも継続してインボイス制度に関するセミナーや説明会を計画されるとともに、個別の対応を進めておられます。当市といたしましては、国の動向を注視し、10月導入を想定しながら、それぞれの事業者の皆様が最適な選択ができるよう、引き続き事業者への聞き取りや商工団体と連携を図りながら、事業者が必要とする支援策を検討してまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私の方からは、2点目の市の請負契約の相手方に対するインボイス登録につきましてお答え申し上げます。まず、市が契約を行う場合、契約の相手方がインボイスの登録をしているか否かという点で、市への影響を想定しますと、企業会計の水道事業会計及び病院事業会計、そして特別会計の下水道特別会計と給食費特別会計が該当するものと思われれます。これらのうち、現状で影響があると見込まれる取引としては、個人事業主としての委託する水道検針員、給食の食材を直接納入する農家の方、そして小規模な商店との取引等が想定されます。これらの取引の相手方に対しては、まずインボイスの登録はお願いいたしますが、あくまでも選択は事業者の任意であることから、登録されない場合であっても、それを理由に契約の相手方として排除したり、取引を直ちにとりやめることは考えていません。また、市の事情もあります。例えば検針員であれば、地域の特性により他にお願いすべき代替者がいない。給食の食材であれば、地元の新鮮な野菜を使用するためには、当該農家をお願いする必要があるなどの場合は、インボイスの登録に関係なく、取引を行う必要があると考えています。その場合は、仕入税額控除ができなくなり、消費税相当額は、特別会計が負担することとなりますが、例えば給食食材であれば、そもそも通常の金額より安く仕入れているため、その負担が生じたとしても、他のルートを探すよりも安価になるといった状況が予想されますので、大きな影響はないと考えております。なお、令和4年10月7日付で、入札制度において、インボイスの登録を条件とする等の対応をとることは適当ではないとの見解が総務省より発出されておりますので、市としてもこれに沿った対応をまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず1つ目の件ですけれども、私、神岡商工会議所のほうまでは聞き取りができていなかったもので、説明していただいてありがたいです。ただしですね、このインボイス制度はなかなかちまたでもぎくしゃくしている面がありまして、なぜかという、「やはり今まで免税だった小規模事業者が預かっていたものを払ってないで猫ばばしているんじゃないか。」、あるいは「ずるをしていたのではないか。」、「今、こうやって課税されるのは当然だよな。」というような声がまだまだ消えません。ですけれども、そんなことがないというのはもう裁判でも最高裁でも証明されていますし、税理士でもそういうことを言う人はもういなくなりましたよ。これは消費税は間接税ではなく直接税ということが、今、はっきりしていますから。例えばゴルフ場の利用税というのは、あれは間接税です。利用者からいただいた税金をそのままスルーして、国に上がります。ですけど、消費税はそうではない。付加価値にかかる税金、直接税なんです。今部長の答弁の中に、一部不正があるというような、預かり税みたいな言葉が出てきましたけれども、まだまだこれは、きちんとした理解が浸透していないのかなという感じがしました。これもこれからおいおい、もっともっと詰めて話していきたいと思います。

それと、2つ目の総務部長の答弁ですけれども、安心しました。まず確認しますけれども、契約から排除するという事はない。そして、控除できない消費税は市がかぶるといふか、特別会計で処理する。そして、なるべく登録をするようにはお願いをしていくと、こういうことでしたね。これから大変なことになってくるこのインボイス制度ですけれども、民主商工会議所というところが、中濃のほうですけれども、これが会員さんに課税業者になったときにどうなるかという試算をした一覧表を入手いたしました。ちょっと紹介します。例えば、建築板金業の方、青色申告の方です。夫婦二人、売上げが790万円。営業所得、これ少ないですけど42万円。そして、新たな課税業者となったために、インボイス登録したために新たな負担となる消費税額22万9,000円です。あとは大工さん。これも青色申告、夫婦二人。奥さんが専従者。この方、売上397万円、営業所得106万円。こういう方が、新たな消費税が18万5,000円。こんなに取られるんです。コンサル業、独身の方。売上268万円。営業所得、マイナスの102万円となっています。この方、マイナスでも消費税10万9,000円取られるんです。消費税というのは赤字でも支払うんですよね。ほかの税金と違います。ですから、例えば福祉の分野で思い出せば分かると思うんですけれども、福祉の分野では、所得収入の少ない方はいろいろな福祉政策、税金とか、負担を免除される、非課税の対象の方は免除される。免除者です。これと消費税の免税業者一緒なんです。1,000万円にも満たない、そこから税金を引いたらわずかな利益、所得にしかならない、そういう方に税金を免除しているわけですから、不正をしようがない。本当はそういうものなんだということなんです。こういうことで、またこれからもこのインボイス制度、10月からいよいよ施行されるんですけれども、飛騨市の小規模事業者の方々、本当にどうなってしまうか心配でなりません。例えば古川町で言いますと、市長のいらっしゃる式之町、あそこには個人商店が幾つもあります。若い方は外で働いているかもしれませんが、お年寄りには家を守って商売をしているというところもあります。そういうの方々、これ2年後に税金を払うわけですから、この2年間で、どれだけの商店が存続できるだろうか。それから神岡町の西里通り、あそこにも個人商店が幾つもあります。個人事業主さんもおられます。こういうの方々、大方が1,000万円以下の売り上げだと思えます。

そういう方々が、今紹介したような、これだけ大きな消費税を1年間で取られてしまう。赤字でも取られる。貯金することさえままならない小規模事業者さんが、赤字でも消費税を払わなければならない。ですから、このインボイス制度というのは本当に大変なものだと思います。こういう商店をどうやって飛騨市の経済で、何とか立て直して支えながらやっていくかということが問われると思います。市長にそのあたりの考えを伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その前にまず、消費税は直接税だとおっしゃいましたが、税の基本から言えば間接税です。納める人と負担する人が違うわけですから、直接税ということは、これはもうありません。インボイス、先ほどいろいろおっしゃっていただいたんですが、やはり消費税というのは、買われた方から預かっている税なので、やはりそれはですね、基本的には納めていただくというものだというふうに思っています。私、若い頃に、県職員時代に振り出しが県税事務所だったものですから、滞納整理を随分やりました。当時「料理飲食等消費税」というのがあってですね、「料飲税」と言ったんですが、スナックとか飲食店の滞納がすごく多くて、もう本当にしょっちゅう滞納整理に行っていたんですけど、そのときによく申し上げたのは、「これは、皆さんの所得の中から払う税金ではないんです。お客さんから預かっていただいた税金なので、本当はその時点で別の財布にちゃんと移してもらって、自分でそれを使ってしまわないようにしてもらわないと、お客さんはそのために納めてみえるので、あなたのために納めてみえるのではないので、そこをお願いしますね。」ということ、再三若い頃に申し上げたことがあります。やはり同じだと思うんです。インボイスの制度は確かに、でも実態的にはそうになってないことが多いので、ご負担が出てくるというのはもう当然承知をするわけですけども、ただ税の理論からすれば、そこは課題、狙いというのは、私は非合理性を訴えるようなものではないのではないかと、これは前にも答弁で申し上げましたが、そのように思っております。なので、ただ、その前提とかその対応の仕方とかで、ものすごくたくさん声があればですね、それはちゃんと訴えていくよということは前にも答弁で申し上げたと思うんですが、コロナのこの間、これだけ長い間、毎月複数回、定点ヒアリングで企業にやっても、その手の声が出てきたことはほとんどないんですよ。そういうこともあって、もちろん、何とか対応しようと思って商工会とか商工会議所も努力されていることも十分承知をしています。そういうこともあってですね、皆さん、何とかこの制度に対応してくようにやっておられるのだろうという形で市としてはずっと判断してきているということです。全国市長会も、今回提言の中から削除されています、今年のですね。一昨年度は、シルバー人材センターの分の支援をとというのは入っていましたがそれも今、今年度は削除されていますし、その意味でも全国的にもやっぱり同様の認識ではないかなというふうに思っています。

ただその上でなんですが、これは税の問題というよりも、やはり売上の問題とか、小規模店舗について支援していかなければいけないというのは当然のことだと思うんですね。ただこれも、どうやって時代に対応していくかですから。今の時代にあった商売の仕方というものをやはり身につけていってもら。そういうのを何とかチャレンジしてもらおうというのが我々の産業政策、企業支援の在り方だと思います。ですので、自分たちは変わらないということでは、これはもう

何ともならない。なので、とにかくこの時代の中で何とかやっていける方法を自分たちで努力してもらおう。商売ですから、それ以外ないので、それを伴走支援するということでビジネスサポートセンターはじめですね、様々な施策をやっておりますので、そういったことを通じて、小規模店舗支援をしてまいりたいというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

そういう小規模事業者に寄り添って伴走してくということは本当に大事なことだと思いますので、今後もお願いしたいと思います。

今の3番の質問なんですけど、先ほどマイナンバーカードのときにちょっとしゃべっちゃったんですけど、実はこの3番の問いは通告締め切り直前につけ足しました。今定例会初日の市長の所信表明を聞いたからです。市長は、国への要望や協議、連携した対応などを行うことを役割とする全国市長会の執行部役員です。そして市長おっしゃいました。「全国的な課題に対応する重要な役割であり、飛騨市の問題意識や課題を直接政府の幹部に訴え、国の政策に直接反映できるというメリットもあり、研さんを重ねながら職責を果たしたい。」と表明しておられます。私はこの言葉に大変期待をしております、インボイス制度の見直しなども、ぜひ、そういう声があるのすごいですから、上に物言うこともお願いしたいなと思います。

そして3つ目に移ります。資材高騰、燃料高騰の中での農業振興策をどのように打ち出すか。ちょっと時間がなくなってまいりました。下限面積撤廃の農地法改正に市はどのような方針を持つか、この点から、農業振興策を伺います。

ウクライナ、ロシア情勢は先が見えず、世界貿易が行き詰まりを見せています。畜産をはじめ農業全般が、いまだ肥料や堆肥、その他の資材の高騰、物不足に苦しんでいます。それでも希望を持って奮闘している若い就農者が飛騨市にはおられます。歴史のある慣行農業とその従事者は既に改良組合などの組織化ができており、それを基盤にして活動しておられますが、有機農業や自然農業に取り組んでいる移住者など、比較的若い就農者は組織化ができていのでしょうか。緩やかなネットワークがあったにせよ、願わくば国や県の農政からの支援を受けられる確固としたプラットフォームとなって、成長、拡大していただきたいものです。有機農業や自然農業は、時間と手間が多くかかる作業ですが、それに価値を見いだして活動しておられる若い農家さんたちが、持続可能な農業を確立していくには、点と点を面にして組織化することは必須で、それがなりわいとして有機農業、自然農業を飛騨市に定着させていくことにつながるのではないのでしょうか。そのため、専門的な知見のある飛騨市にできることはたくさんあるのではないかと考えます。そこで伺います。

この4月から、農地法第3条の改正で下限面積が撤廃となりました。農地法の下限面積は、農地を取得する際の許可基準の一つで、農地権利を取得した後、最低これだけの面積は耕作しなさいよという基準でありまして、それが50アールです。農水省事務次官通達には、今般の法改正の主たる目的は、「農業者の減少、高齢化が加速化する中であっては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から、農地要件を廃止したものである」とあります。この法改正が、小さな農業の支援となるか、全国的に注目されています。ですが、それにはやはりその小さな農業に就農する人が必要です。また、意欲のある新規就農者や

非農業者が現れても持続できるような行政の支援が不可欠です。ゼロからの支援、軌道に乗るまでの支援、軌道に乗る実績を作ってからからの支援、様々あるでしょうが、まず小さな農業を始めた人を発掘することも大事です。飛騨市はこの農地法改正による農政についてどのような方針を持つのか、今、十分に伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

下限面積撤廃の農地法改正の対応についてお答えいたします。今回の農地法改正前までは、本市農業委員会が法令の基準により別段の面積を定め、下限面積を30アールとしておりました。ただ今議員ご指摘のとおり、国全体で農業者が減少し、高齢化が加速する中、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入する方を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの方の農地利用を促進する観点から、農地法の一部が改正され、令和5年4月より農地の取得による下限面積要件が廃止されました。これにより、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」という働き方を選択されることが容易となり、小規模な面積での営農も可能となりました。市では、こうした小規模な農業者から認定農業者のような中核的農業者までの様々なニーズに応えるため、農林部農業振興課に「農業なんでも相談窓口」を設置して、農業者が抱える様々な課題に応じた支援を行える体制を整えております。

議員のご質問にあります、有機農業や自然農業のネットワーク化については、飛騨市有機農業推進協議会が組織され、現在7名の構成員となっています。本年3月23日には、当協議会と県飛騨農林事務所、市の移住担当である総合政策課、食のまちづくり推進課、農業振興課と有機農業等の推進について意見交換を行ったところです。有機農業等の普及については、生産技術はもとより、販売額、販売ルートなど様々な課題があると認識しております。協議会メンバーの方々は、農業と他の仕事を実践し、成功している皆さんであり、移住希望者も含め、有機農業や自然農法に興味がある方から相談があった際は、農業体験や栽培相談などに協力するという、大変力強いお声掛けをいただいております。また、5月23日に開催された県農政課等との会議では、県から半農半Xへの取り組みについて、優良事例の調査、実践者等に対するヒアリング調査の実施、就農窓口、就業窓口、移住窓口の連携を進めるとともに、必要な施策等を研究するとの説明がありました。本市からは、県に寄せられる有機農業等での移住相談があれば飛騨市へも紹介してほしいことや、半農半Xへの県の支援制度創設についてお願いしました。農業分野においても、生産資材の高騰により厳しい経営状況が続いております。半農半Xを含め、農業を担っていただく方々への支援についても、国、県の支援制度を整理し、不足する点は市の支援にて補完できるよう検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（籠山恵美子）

飛騨市の農業の概要というのを見ましたら、農業者の年齢構成が書いてありまして、「40歳以下の人数はわずか13.2%にとどまっており、5年後、10年後を見越し、若い世代の担い手の確保、育成が早急に必要です。」と書かれてあります。本当にそのとおりだと思います。それで、例え

ば有機農業、自然農業に関わっている方々を見ておきますと、それぞれ確固とした理念を持っていらっしゃる方が多いです。ですが、そこにつないでいく役割をするのはやはり、私は行政だと思うんですね。いろんなでこぼこがあるかもしれませんが、やり方も何もスタイルも。ですがそれをうまくつないで一つの大きなプラットフォームにしていかなければ、飛騨市のこれから慣行農業にとって替わる、若い人たちがやりたい農業っていうのがそういう方面でしょうから、そういう方たちのプラットフォームが広がっていかないという感じがします。そのあたりは、市としてはどのように考えておられますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員おっしゃるとおり、今の有機農業、自然、環境にあまり負荷をかけない、安全だということなんですが、そういった若い方が増えていることも事実でありますので、先ほど申し上げたように、そういったネットワークをできるだけ強固なものにしていって、市民の皆さまにそういった理念で作っておられる方の声が届くようなことも進めてまいりたいと思います。また一方で、やはり今、半農半Xと申し上げましたが、あるいは農村マルチワーカーとか、今こういったことが言われておまして、そもそも農村自体に農業をやる方が少ないので、いろんな組み合わせが非常に必要であると。また若い方が少ないということだったんですが、それもそのとおり、そこへの強化というのは必要でありますけれども、やはり農業は文化でもありますので、60代、70代、80代になってもやれるような農業も応援していきたいというふうに思っております。具体的には、今、有機農業で言いますと、例えばそやなんかの直売所、ああいったところには個性的な野菜を並べることもできますし、あと直接ですね、今、食のまちづくり推進課のほうなんかでも行っておりますけれども、例えば東京都内の高級なレストランですとか、そういったところに直接つないだりとか、そういったことを一つ一つ積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

これで質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

なお、間もなく正午を過ぎますが、このまま継続させていただきます。

◆日程第14 議案第72号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（住田清美）

次に、日程第14、議案第72号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。はじめに、地方自治法第117条の規定により、8番、徳島議員の退席を求めます。

〔8番 徳島純次 退場〕

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩とします。

（ 休憩 午後0時00分 再開 午後0時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。本案について、説明を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは議案第72号について、ご説明申し上げます。飛騨市監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本件は現監査委員であります葛谷寛徳議員が、6月18日、日曜日、草刈作業中にけがをされまして、入院による治療に専念されたいとして、20日付で監査委員の辞職願が提出されたことによるものでございます。選任者について申し上げます。氏名は徳島純次さん。生年月日、住所につきましては記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり同意されました。

〔8番 徳島純次 入場〕

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後0時02分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま議題となっております、議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第69号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの9案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第70号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）及び議案第71号、令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）の2案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件は、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。明日、6月24日から6月28日までの5日間は、常任委員会、予算特別委員会審査のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、6月24日から6月28日までの5日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は6月29日木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後0時04分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田清美

飛騨市議会議員（5番） 井端浩二

飛騨市議会議員（6番） 澤史朗